2　ITU-Rの研究に基づいたスペクトル分配を含め、e-Navigationを支援する海上移動業務のための可能な規制上の措置を考慮すること。

以下をITU-Rに要請し、

IMOの活動を考慮しつつ、GMDSS近代化、e-Navigationの実施及び可能な規制上の措置の提案のためのスペクトルの要求を決定するための研究を緊急の問題として行うこと。

以下を要請し、

無線通信部門の全構成員、IMO、IALA、IEC、IHO、ISO及びWMOに対し、これらの研究に寄与すること。

以下を事務総局長に指示する。

この決議に対するIMO並びにその他の関連の国際及び地域機関の注意を喚起すること。

追　決議第360（WRC-12）　新船舶自動識別装置技術の応用と海上無線通信高度化のための制度規定と周波数分配に関する検討

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　AISは多くの船舶に実装され、地上及び衛星の通信基盤の確立を支援する実績のある海上データシステムであること。

b)　AISは衝突回避のための船舶移動業務に使われていること。

c)　AISは本システムを使用している局の特定を可能にすること。

d)　AISは船舶と積荷の情報を提供すること。

e)　AISは近傍の船舶や沿岸局との間で船舶識別、位置、進行方向と速度を含めた船舶データのやりとりをする手段を船舶に与えること。

f)　AISは航行及び安全のアプリケーション専用のメッセージにより、データ交換をすることができること。

g)　容量上の懸念から、現在、AISアプリケーション専用のメッセージの使用は制限されていること。

h)　AISの利用は急速に伸びており、現在のAIS1とAIS2（付録第18号）の周波数はひっ迫する可能性があること。

i)　海上AISの確立により、VHF海上保安通信の高度化が可能となること。

j)　海上安全を強化するための海上無線通信の必要性が世界的に増大していること。

以下を認め、

a)　AISの世界的な導入は、捜索・救済活動を向上させることができること。

b)　IMOによりAIS-SARTがレーダーSARTの代替装置として認定されていること。

c)　AISが、AISチャネル及び将来のVHFデジタルデータチャネルのチャネル管理並びに船舶から沿岸へのデータ交換に使われていること。

d)　以下に限られることはないが、地域警戒情報や気象・海洋データ、さらにはAISチャネル管理、将来のVHFデジタルデータ及び船舶から沿岸へのデータ交換などに関わる無線通信のために追加のAISチャネルが必要となる可能性があること。

e)　捜索・救助のためAISに追加のチャネルが必要となる可能性があること。

f)　国際輸送と貿易の安全確保におけるAISの重要性に鑑み、AISが有害な混信から適切に保護されなければならないこと。

g)　地上と衛星におけるAISに対する顕在化する運用条件に対応するため、必要な追加スペクトルを特定する研究を行うべきであること。

h)　国際輸送と貿易の安全確保のため、海上移動及び移動衛星業務の中でAISアプリケーションへのスペクトル追加に優先度を与えるべきであること。

i)　IMOがポーラー・コードを開発していること。

j)　第5.353A号及び第5.357A号及び決議第222（WRC-12、改）は本決議の範囲外であること。

以下をWRC-15に要請することを決議し、

1　ITU-Rの研究結果に基づき、新しい地上及び衛星AISアプリケーションを実現するために、これらのアプリケーションが現行AISの運用及び他の既存業務を劣化させることがないことを確保しつつ、可能なスペクトル分配を含め、無線通信規則の変更を検討すること。

2　ITU-Rの研究結果に基づき、既存の海上移動及び移動衛星業務への分配の枠の中で海上無線通信に対する追加又は新規のアプリケーションを検討し、必要ならば適切な規則上の対策を執ること。

以下をITU-Rに要請し、

1　海上移動業務と移動衛星業務に関して顕在化するAISからの要求条件に対応するために執り得る規制上の措置を明確化する研究を緊急に行うこと。

2　海上移動及び移動衛星業務への割当ての範囲内で海上無線通信に必要な追加又は新規のアプリケーションの研究を緊急に行い、新たに現れる海上無線通信に対する要件に対応するために可能な規則上の措置を明らかにすること。

3　周波数帯域を共用する既存のシステム及び業務を考慮に入れて、WRC-15開催に間に合うように研究を完了すること。

以下を更に要請し、

無線通信部門の全構成員、IMO、WMO、IHO、IALA、IEC及びCIRMがこれらの研究に寄与すること。

以下を事務総局長に指示する。

本決議に対するIMO、WMO、IHO、IEC、IALA、CIRM並びに他の関連の国際及び地域機関の注意を喚起すること。

改　決議第413（WRC-12、改）　航空移動（R）業務による108-117.975MHzの周波数帯の使用

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　ARNSに対する108-117.975MHzの周波数帯の現行の分配

b)　87-108MHzの周波数帯で運用するFM放送システムの現行の要件

c)　デジタル音声放送システムは、ITU-R勧告BS.1114に記載されているように、87-108MHz付近の周波数帯で運用できること。

d)　航空業界が、無線通信データリンクによる航行システムの増大に伴う追加業務を提